

地域包括支援センター
介護予防・相談センター
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市保健福祉部福祉課長 橋本 強

緊急通報システム事業の申請について (お願い)

平素より、本市の高齢者保健福祉・介護保険施策につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では急病及び災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、一人暮らしの高齢者及び身体障害者に対し緊急通報システム機器を貸与する「大牟田市緊急通報システム事業」を実施しています。

現在、事業の利用申請につきましては、地域包括支援センターや介護予防・相談センターの職員または担当ケアマネジャーのみなさまに申請書類を作成していただき、市に提出をお願いしておりますが、最近では事業の対象者に該当しない方の申請や相談が多く、お断りせざるを得ない状況にあります。

つきましては、下記の要件を再度ご確認ください。利用申請書(様式第1号)及びアセスメントシート(様式第2号)を提出していただきますようお願いいたします。

【利用対象者の要件】

市内に居住し緊急時における連絡手段の確保が困難な一人暮らしの方で

- (1) 65歳以上で心疾患、脳血管性疾患、高血圧等の発作的な症状の現れる疾患をお持ちで、健康状態に不安があり、日常生活を営む上で、常時注意を要する方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けていて、その障害の程度が1級または2級であって、常時注意を要する方

※高齢者のみの世帯で、緊急時における連絡手段の確保が困難であると認められる場合は、事業の対象者とみなすことができます。

※ふらつき、転倒等の対応のみでの利用は、対象外となります。

〈問合せ先〉

大牟田市福祉課健康対策担当

古賀・大淵

電話：41-2668